

## 物品売買契約書（案）

沖縄県立中部病院 院長 玉城 和光（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり物品売買契約を締結する。

品名及び数量 イントラ PC 一式

- ① デスクトップ型イントラ PC
- ② ノート型イントラ PC
- ③ Microsoft Office Standard 2019 永続版
- ④ Microsoft Office Professional Plus 2019 永続版
- ⑤ デスクトップ用 24 インチ同等以上のディスプレイ
- ⑥ 付属品

規 格 別紙「仕様書」のとおり

第 1 条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金は次のとおりとする。

- 1 納入期限 令和 3 年（2021 年） 3 月 3 1 日
- 2 納入場所 沖縄県うるま市字宮里 2 8 1  
沖縄県立中部病院
- 3 契約金額 金 円  
うち取引に係る消費税額 金 円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

- 4 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 とする。（沖縄県病院事業局財務規則第 131 条の規程により沖縄県財務規則 101 条第 2 項にいずれかに該当する場合は免除とする）

第 2 条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持ち込みと同時に納品書を提出しなければならない。

- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。
- 3 納入のため持ち込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第 3 条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に

要する費用及び検査のため変質し、変形した又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は立ち会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第4条 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、更に届け出て検査を受けなければならない。

第5条 乙は、納入物品の引渡後1年間は、その隠れた瑕疵について無償でこれを補償し、又は取り替える責任を負わなければならない。

第6条 乙が、前条の瑕疵の補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めるときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 第2条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払することができる。

第9条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは遅延日数に応じ、未済部分の金額に対し沖縄県財務規則第109条第1項に規定する割合で計算した額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条 甲の責に帰すべき事由により支払いが遅れた場合、乙は遅延日数に応じ、政府契約の遅延防止法等に関する法律第8条第1項に基づく率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

第 11 条 この契約の履行について、乙の責に帰すべき事由により生ずる損害は、乙が負担するものとする。

第 12 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

第 13 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第 14 条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものについては、甲乙協議し書面合意したうえで対応を決定するものとする。

第 15 条 乙は、本契約の履行過程において知り得た甲の業務上の秘密情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 31 日条例第 2 号）を遵守しなければならない。

2 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第 16 条 乙は、物品の調達工程について工程表を作成し、事前に甲の承認を得なければならない。

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
- (5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。であると認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (8) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (10) 前9号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

第18条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）及び沖縄県病院事業財務規則（平成2年3月30日規則第10号）を守るものとし、もし、疑義を生じたときは、甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字官里281番地  
沖縄県立中部病院  
院長 玉城 和光

乙